

市営住宅だより

令和5年3月1日号

編集発行：新潟市 住環境政策課



市営住宅サービスセンター（平日8:30～18:00、土曜8:30～12:00）

▶北区、東区 … 万代サービスセンター（TEL:025-374-5410）
中央区万代4-1-8 文光堂ビル2階

▶上記以外の区 … 白山サービスセンター（TEL:025-234-5252）
中央区白山浦1-614-5 白山ビル1階

減免の受付を開始します

- ・令和5年度の市営住宅家賃・駐車場使用料の減免申請の受付を開始しました。
- ・下記に該当する方で、令和5年度の減免申請を希望される方は、担当サービスセンターで手続きをしてください。
- ・ご不明な点があれば担当サービスセンターにご相談ください。

🏠 家賃の減免を受けることができる世帯

- ・生活保護を受けていない世帯で世帯全員の収入合計額（障害年金など非課税分も含む）が生活保護基準以下の世帯
- ・長期入院のため、生活保護の住宅扶助費が停止されている世帯
- ・天災及び火災により（家内にある）家財に著しい損害を受けた世帯

🚗 駐車場使用料の減免を受けることができる世帯

- ・自動車税または軽自動車税の減免を受けている方がいる世帯
- ・駐車禁止除外指定者許可証の交付を受けている方がいる世帯

注意事項

★減免は自動的に更新されません。毎年度、申請が必要です！

- ・4月分から減免を受けるためには、**4月28日（金）まで**に必要書類を揃えて申請してください**（必着）**
- ・5月以降に申請された場合は、申請月の翌月分（6月）から減免適用となります。
- ・減免を申請しても、審査により不承認となる場合もあります。
- ・家賃・駐車場使用料に未納がある方は減免を受けられません。

集合住宅で快適に生活をしていくためには、住民の皆さまひとりひとりのご協力が必要不可欠です。

自治会等の住民自治活動にご協力をお願いします。

● 周りの方への配慮の気持ちと気配りを・・・

騒音トラブルが多く発生しています。集合住宅では、扉を閉める音や足音などが響きますので、ご理解のうえ十分な配慮をお願いいたします。

入居者間で**特に夜間から早朝にかけては音が漏れないよう工夫するとともに、日常的に大きな音を出さない**よう注意しましょう。

また、たばこを吸う方は、喫煙マナーを守り、周囲の人へ迷惑をかけないように心がけましょう。

● 共用部でのマナー・ルールを守りましょう

共用部で野菜栽培をしたり、私的に物を置いているという苦情が寄せられます。**共用部の個人使用は認めていません**のでおやめください。

また入居者の皆さまが快適にお住まいになれるよう、住民の皆さままで**共用部の美化について**ご協力をお願いします。

● 避難経路の確保と確認を

廊下・階段などの共用部や、ベランダは、火災や地震など緊急時の避難経路となります。安心・安全な生活のために、**避難経路には私物を置くなどの個人使用はやめましょう。**

引き続き、窓やベランダからの転落事故に注意！

夏場以外でも、換気のために窓が開いた部屋で、転落事故が発生する可能性があります。

窓やベランダの手すり付近に足場となるような物を置かない、子どもだけで遊ばせない等、引き続き転落事故に注意してください。

長期留守にする場合には

長期入院等のやむを得ない事情により、住宅を**20日以上**空けてしまう場合については、**必ず担当のサービスセンターに連絡をしてください**。また、急な事態が起こった場合の備えとしては、事前に親族等に連絡を依頼しておくことも大切です。

安否確認等により、鍵交換が発生した場合の修繕費は入居者負担となり、防犯上も重要なことですので、ご理解をお願いします。

家財保険について

市が加入している火災保険は、建物の維持のためのものであり、**住戸内の私物（家財等）については、保証対象外となっています**。

市営住宅における火災も、近年多く発生しておりますので、必要に応じて家財保険への加入についてご検討ください。

(加入手続きは各自で各保険会社にお問い合わせください。)

～各種届出・申請のご案内～

以下に該当する場合は届出・申請が必要です。

- ・届出や申請の手続きについては、担当サービスセンターにご相談ください。
- ・各申請書は市ホームページからもダウンロードできます。

- ① 市営住宅を退去する・駐車場を返還する場合
→ **市営住宅（駐車場）返還届**
- ② 入居者の親族が市営住宅に同居する場合
→ **市営住宅同居申請書**
- ③ 入居家族に異動（出生・死亡・転出・婚姻等）があった場合
→ **市営住宅入居家族異動届**
- ④ 市営住宅・駐車場の名義人が死亡または退去した場合
→ **市営住宅（駐車場）承継申請書**
- ⑤ 市営住宅の駐車場の使用を必要とする場合
→ **市営住宅駐車場使用許可申請書**
- ⑥ 駐車場使用決定の内容（使用者・車両等）に変更があった場合
→ **駐車場使用変更届書**
- ⑦ 自動車保管場所使用承諾証明書（車庫証明）が必要な場合
→ **自動車保管場所使用承諾証明申請書**
- ⑧ 居室内に手すりを設置したり、電気容量を変更したい場合
→ **市営住宅模様替又は増築工事申請書**

家賃等は必ず納期限内に納付してください。滞納状況によっては**明渡し**を求めることとなります。